

越塚委員からのご意見 (8月22日事前説明時)

1. リスクアセスメントについて

1) リスクの抽出範囲

- ・リスクの抽出範囲が不明確。どの範囲のリスクを抽出し、どの範囲を抽出していないか、分かるようにすること。
- ・「国民の不安感の払拭」や「法制度策定への提言」などの目的に特化した検討を実施すべきである。

2) リスクの大きさの評価

- ・個別には色々な考え方があるだろうが、現段階では、この考え方で問題ない。抽出・処理のフィードバックをしながら、修正していけば良い。

3) リスク処理策の検討フロー

- ・リスク回避の対処策を実行できなければ、リスクを保有することとなる。また、リスクに対して教育を行えば、リスクを最適化することとなる。

2. 今後の課題について

1) 法的な対策の必要性

- ・ガイドラインを遵守しない人や悪意のある人にどう対処するかは、本委員会のアウトプットである「ガイドライン」と「法制度策定への提言」とで相互に補完するようにすること。

2) 19年度以降の予定

- ・今年度終了時点では、10サービスしか検討されず、他サービスを実施する場合はこのガイドラインは使えないこととなる。19年度以降は、今回の考え方を応用し、ガイドラインを更新していくことを明記すること。